

令和 8 年度【県】への制度・予算要望書

公益社団法人神奈川県看護協会

要望事項

I	看護職確保に向けた施策の充実	P2
II	看護職が働き続けるための支援	P4
III	看護職の処遇改善に向けた制度的・財政的支援の強化	P6
IV	訪問看護ステーションの質の向上と安定的運営	P8
V	看護師有料職業紹介所の健全化と県ナースセンターの機能強化	P10
VI	保健師の人材確保及び産業保健分野の保健師等看護職の質の向上	P11
VII	新生児と母親への支援の強化	P12

令和8年度【県】への予算要望書

団 体 名	公益社団法人神奈川県看護協会
-------	----------------

県庁内（部局等）	健康医療局
件名	I 看護職確保に向けた施策の充実
○印をつけてください	新規・継続

【要望内容】

2012年の「神奈川県における看護教育のあり方」最終報告を受け、県内では看護系養成校の増設が進められてきた。しかし近年、特に看護専門学校において定員割れが常態化しており、大学においても志望者数に大きな偏りが見られる。

また、学習困難や経済的理由により中途離脱する学生も多く、令和5年度には定員総数に対し約20%にあたる631人が看護師資格を取得できていない。このような状況は、看護職の確保という観点から大きな損失であり、将来的に県内医療体制の弱体化を招く深刻な課題である。

定員割れの要因は、少子化、大学進学志向、教員不足による教育支援体制の脆弱さ、経済的支援の必要な学生の増加、入学生の学力低下など多岐にわたっている。

こうした複雑な背景を踏まえ、県は、看護学生への「教育支援」・「経済的支援」・「広報の強化」など即時的な対策に加え、看護師資格を得られる学校全体の在り方を再検討し、中長期的視点に立った施策を今こそ講じるべきである。看護職の将来を支える人材の確保は、地域医療の持続可能性に直結する最重要課題である。

＜参考＞第114回国家試験結果（令和6年度実施）

種 別	学 校 の 定員総数	国家試験 合格者数	定員に対する看護師 免許取得の割合	定員と 合格者数の差
看護大学	1,245 人	1,091 人	87.6%	△154 人
看護専門学校 短期大学等	1,915 人	1,438 人	75.1%	△477 人
合 計	3,160 人	2,529 人	80.0%	△631 人

【具体的な要望事項】

- 1 看護師等養成のための修学資金貸与の上限拡大、返還免除要件の弾力化など制度の見直し
看護の道へ進む人を増やすために、看護大学や看護専門学校の教育費の助成の見直しを求める。

当県の看護学生のための就学資金の貸付額は他県と比べて低額であり増額すべきである。
また返還免除の要件も見直しが必要である。

就学資金貸付方法も、看護師不足に悩む中小規模病院を支援できる実効性を伴う次のような仕組みを検討してもらいたい。

- ① 就学資金貸付制度と県内医療機関での就業機会を“セット”にして提供する仕組みなどを県で実施する。
- ② 中小規模病院は新卒の入職希望が少ないので、県内医療機関から“将来の採用枠”を募集して、学生が希望した病院とマッチングを行う。将来その病院で3年以上勤めれば就学資金の返還は免除される等県も支援する

2 看護人材の安定的確保へ向けた施策

看護師資格を得られる本県内の全養成機関について、志望動向や定員充足状況、学費、教育内容、就職先等を総合的に調査・分析し、将来の地域医療を支える看護人材の安定的確保に向けた全体的な計画を早急に策定いただきたい

3 看護職を志す人を増やすための広報強化

看護職の魅力を若年層に効果的に伝えるため、以下のようなアプローチを県主導で進めていただきたい。

- ① SNS（Instagram、YouTube 等）を活用し、看護職に興味関心を持つような広報宣伝を強化する。
- ② 県と県ナースセンターが「かながわ看護フェスティバル」を共同開催し、神奈川県の見護師の魅力について広報する。
- ③ 県のホームページや動画サイト、タレントやインフルエンサーを活用したキャンペーンを展開する。
- ④ 高校生等を対象にした職業紹介イベントや体験会の開催支援（病院側への経費補助含む）
- ⑤ 介護職やコメディカルも含めた「神奈川県版医療関係職業紹介」などのイベントを開催

4 神奈川県ナースセンターの機能強化

看護職確保に向けた施策として、潜在看護職の掘り起こしと、就職支援、復職支援の取り組みを充実していくことは必要不可欠である。

現状として不足している県ナースセンターに対する委託費について、事業実施に必要な予算措置を要望する。【Vに再掲】

令和8年度【県】への予算要望書

団 体 名	公益社団法人神奈川県看護協会
県庁内（部局等）	健康医療局、福祉子どもみらい局
件名	Ⅱ 看護職が働き続けるための支援
○印をつけてください	<u>新規</u> ・ 継続
【要望内容】 県看護協会では、看護の労働環境の実態把握のために、病院を訪問して看護部長から聞き取り調査を行っている。現場の声として、看護職の人材不足は深刻化しており、特に中小規模病院は看護師不足によって病院の存続にかかわるのではないかと心配している施設もある。 また、在宅系施設、障がい児支援の現場や訪問看護ステーションにおいても人材確保が難しい状況が続いており、さらに、看護職の働き方の多様化やライフステージに応じた支援が不足していることにより、優秀な人材の離職を招いている現状もある。こうした課題に対応するためには、県として包括的かつ実効性のある支援が必要である。 <u>次のとおり具体的な取組みについて要望をまとめたので、施策への反映を検討いただきたい。</u> 【具体的な要望事項】 1 教育・人材育成の支援 1) 教育を受ける側・提供する側の双方に対する「継続教育の支援」を強化していただきたい。具体的には、<u>中小規模病院に勤務する看護師が受講する受講料の補助、提供する側へオンデマンドで配信できるような委託料の増額、委託料の適正化をすること。</u> 2) 中小規模病院では人出不足のために研修に参加させることができない施設が多い。<u>WEBにより院内で学習がしたくても、パソコンなどの学習環境が整っていないところもあるので、WEB学習環境の整備を促進するための費用補助などの支援策を講じていただきたい。</u> 3) 老健施設、訪問看護ステーション、医療的ケア児や障がい児が在籍する学校・施設等においては、看護師不足が顕著である。特にこれらの現場では、看護職が医療、介護、教育など複数の領域にまたがって看護を担っており、病院などの医療現場とは異なる分野で働く看護師の教育が非常に重要となっている。当協会はこれまで、福祉子どもみらい局の委託を受け、この分野に関する研修を2件実施してきた。しかし今年度は、委託費の調整がつかず、当該研修は他団体へ委託されることとなった。その結果、研修内容が変更されたことについて、会員から当協会へ不満の声が寄せられている。現在、県の各担当部局が個別に事業を実施していることから、研修の重要性や内容に対する理解に統一性がなく、看護師の教育体制や人材育成施策に齟齬が生じていると感じている。 <u>このような実態を踏まえ、健康医療局と福祉子どもみらい局が連携し、医療・介護の両面から看護職への包括的な人材育成の支援体制の確立をお願いしたい。</u> 2 働き方の多様化への対応 1) 小学校1年生の「小1の壁」や、学童保育・保育園の受け入れ体制の不備、介護サービスの不足は、子育て・家族介護中の看護職の離職の一因となっている。こうした<u>ライフイベントを支援する環境整備をお願いしたい。</u> 具体的には、交代制勤務に対応するための夜間・早朝対応型学童保育の創設・支援、また学習塾、音楽、体操等の教室とコラボレーションさせた学童保育など、現代の親のニーズに答えられるような工夫が必要である。	

- 2) 病院等の夜勤のある施設においては、16時から翌9時の時間帯の夜間の勤務希望者が少なく、夜勤体制の維持が困難となっている。夜勤をした場合に支給される「夜勤手当」については法的な基準がなく、病院間で支給額等に差が生じている現状がある。特に中小規模病院においては、深刻な人手不足に直面しているにもかかわらず、財源不足により処遇改善が図れずに看護師が集まらないという悪循環に陥っている。県として、夜勤手当の支給する施設に対する補助制度等の創設の検討をお願いしたい。

【「Ⅲ 3」に関連する要望あり。】

3 職場環境・業務改善の支援

- 1) 看護職現場の業務効率化を図る観点から、音声入力システムなどの ICT 機器の導入は必要不可欠であるが、特に中小の病院や施設では財政的な問題から導入が進んでいない現状があるため、機器の導入を促進する補助制度の拡充をお願いしたい。
特に中小規模病院が取り組みやすい ICT・DX 化推進のための柔軟な補助制度の創設を考えていただきたい。
- 2) 過剰なクレームや不当な対応要求から看護師を守るために、県として明確な姿勢（県民に対するアピール、ペイシャントハラスメントに対する措置等）を示していただきたい。

令和8年度【県】への予算要望書

団 体 名	公益社団法人神奈川県看護協会
-------	----------------

県庁内（部局等）	健康医療局、福祉子どもみらい局
件名	Ⅲ 看護職の処遇改善に向けた制度的・財政的支援の強化
○印をつけてください	新規・継続

【要望内容】

現在、看護職の確保と定着が非常に困難な状況が続いており、その大きな要因の一つが、他職種に比べて依然として賃金が低いという厳しい処遇の問題がある。看護職の専門性と責任の重さに見合った処遇が保証されなければ、モチベーションの低下や離職の増加を招き、医療・福祉体制の持続可能性にも深刻な影響を及ぼす。

このことから、看護職の処遇改善のため、制度的・財政的な観点から、次のとおり具体的支援の強化を強く求めるものである。

【具体的な要望事項】

1 診療報酬を通じた処遇改善の実現

診療報酬改定において、処遇改善加算のような一時的な措置に留まらず、ベースアップにつながる恒常的な仕組みへの転換が必要である。特に看護職の給与改善に資するよう、県として国に対して強く働きかけることを求める。

2 訪問看護ステーションも「介護職員等処遇改善加算」の対象に

現在、医療保険制度と介護保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者については、医療保険制度の給付による場合だけに「ベースアップ評価料」が適用されているが、訪問看護ステーションについては「介護職員等処遇改善加算」が適用されておらず不公平が生じている。訪問看護ステーションのすべての職員に報酬改定による「介護職員等処遇改善加算」が適用されるように国へ働きかけてほしい。

3 手当制度の見直しと標準化

夜勤手当や休日勤務手当については、病院間で支給基準に格差がある。深夜時間帯の割増賃金と夜勤手当の区別も様々であり、これにより同一労働に対する報酬に不公平感が生じ、看護職の流動や不満を招いている。

このことから、全国的な基準の策定および既存制度の見直しを国に求めるなど、県としての積極的な対応を要望する。【「Ⅲ 3」に関連する要望あり。】

<参考>

夜勤手当の支給状況

支 給 状 況	件数	割合
深夜時間帯の割増賃金のみ支給しており、夜勤手当は支給していない	145	3.9%
深夜時間帯の割増賃金とは別に、定額の夜勤手当を支給している	1,156	31.3%
深夜時間帯の割増賃金を含む定額の夜勤手当を支給している	1,888	51.0%
上記にあてはまるものはない	320	8.7%
無回答・不明	190	5.1%
計	3,699	100.0%

[2023 年日本看護協会 病院看護実態調査より]

夜勤手当額

勤務体制	回答病院数	平均手当額
三交代制 準夜勤	807	4,234 円
三交代制 深夜勤	812	5,199 円
二交代制 夜勤	2,644	11,368 円

[2023 年日本看護協会 病院看護実態調査より]

令和8年度【県】への予算要望書

団 体 名	公益社団法人神奈川県看護協会
-------	----------------

県庁内（部局等）	健康医療局、福祉子ども未来局
件名	Ⅳ 訪問看護ステーションの質の向上と安定的運営
○印をつけてください	<u>新規</u> ・ 継続

【要望内容】

超高齢社会の進展とともに、24時間365日の訪問医療、看護、介護サービスが求められている。在宅医療と介護の複合ニーズが高まる中、訪問看護ステーションは地域包括ケアの中核的役割を果たしている。しかしながら、質の高い人材育成の仕組みが十分に整っておらず、一部では不適切な運営を行う事業所の存在も指摘されている。

また、現場では訪問看護師に対する処遇（訪問看護師の月額賃金は、病院勤務と比べ約18,000円低い〔日本看護協会2021年看護職員実態調査より〕）や人員確保など、持続的な運営のためには支援の強化が不可欠である。加えて、県内における訪問看護ステーションの分布には偏在の問題懸念もあり、地域全体のニーズに応える体制整備が求められている。

県として、県内の訪問看護ステーションに対する「質の向上」に向けた取り組みと、「安定的な運営」のための支援策の実施を要望する。

【具体的な要望事項】

1 訪問看護ステーションの質の向上に向けた支援

1) **オンデマンドによる管理者基礎研修の普及促進**
看護師が職場を離れられない現状があるため、オンデマンド型の研修を活用し、多様なニーズに対応できる訪問看護師の育成ができるような教育の機会を整備してもらいたい。

2) **管理者に対する実地指導体制の整備**
経験豊富な「プラチナナース」等をアドバイザーとして派遣し、経営などに対する管理者への実践的支援を行う仕組みを構築する等新たな支援策を講じてもらいたい。

3) **訪問看護ステーション開設に関する基準の明確化**
利用者の安全と質の確保のため、開設条件の見直しを含め、一定の基準を設けること等を検討し、ステーションの質の維持の取組みを講じてもらいたい。

4) **不適切な事業所への対応強化**
いわゆる「悪徳事業所」の排除に向けて、行政による監視・指導体制の強化と、見極めのための基準整備を求める。

5) **医療的ケア児、障がい児の子育て支援への訪問看護師等の活用に向けた制度改善**
 医療的ケア児等の支援においては、県教育委員会や福祉子どもみらい局福祉部等で看護師の活用が一つの手段として位置づけられている。こうした子どもたちが家庭で生活していくためには、保護者を含めた包括的な支援が不可欠である。

しかし、訪問看護師を活用しようとした場合、居宅要件により居宅以外の場所への活動対応が困難であることや、報酬が実態に見合っていないこと、また制度が複雑で管轄や市町村によって対応に差があるなど、多くの課題がある。さらに、訪問看護師は保助看法のもとで業務を行う必要があるため、医療的ケアの実施にあたっては、医師が不在の場における判断基準の整備も求められる。

看護師不足が深刻化する中で、医療的ケア児等の支援において貴重な看護師資源を有効に活用していくためには、居宅要件の緩和や報酬体系の見直しなど、制度・環境面での整備が必要である。

2 訪問看護師の負担軽減に向けた支援

1) 郵送料・駐車場代の補助

ステーション運営の負担となっている医療機関からの指示書送付にかかる郵送費や、訪問時の駐車場代などに対する支援策など、現場での実費負担を軽減するための補助制度を設けてもらいたい。

2) 少人数事業所への支援強化

少人数体制のステーションでは夜間緊急オンコール等の負担が偏りやすい。地域単位での連携体制づくりや広域での夜間対応の仕組みづくりに対する支援をお願いしたい。

3 訪問看護ステーションの分布と地域偏在の是正

1) 訪問看護ステーションの地域分布に関する実態調査の実施

訪問看護ステーションの設置状況は、例えば藤沢市には 59 施設があり利用者の獲得競争がおきているが、清川村、山北町、箱根町に施設はゼロである。神奈川県内における訪問看護ステーションの分布や運営実態を調査し、地域偏在の有無を把握・分析してもらいたい。

2) 訪問看護ステーション一覧の作成と公開

当協会では、長年にわたり県内の「訪問看護ステーション一覧」を作成してきたが、経費的な負担もあり、2025 年度から作成を断念した。これまでは、最新の情報を取り入れ、県民・関係者が訪問看護施設を探すために多く活用されてきた。横浜市は WEB で施設情報を公開（ハートページナビ）しているが、県においても同様に県域全体を対象としたタイムリーな施設情報の作成を要望する。

令和8年度【県】への予算要望書

団 体 名	公益社団法人神奈川県看護協会
-------	----------------

県庁内（部局等）	健康医療局
件名	V 看護師有料職業紹介所の健全化と県ナースセンターの機能強化
○印をつけてください	一部新規 ・ 継続

【要望内容】

近年、看護師の人材確保はあらゆる医療・福祉施設にとって喫緊の課題となっており、多くの現場が有料職業紹介事業者を利用せざるを得ない状況にある。有料紹介業者は年々増加しており、紹介手数料の高額化やサービスの質のばらつき、過度な転職促進などトラブルにつながるケースも散見されており、病院等の施設においては大きな懸念材料となっている。しかしながら一方では、看護職にとって、簡単に転職できる手段として広く浸透してきているのが現状である。

① 医療現場に安定した人材供給を行うには、有料職業紹介事業の質の向上と適切な規制が不可欠となっており、国に対して働きかけを強化することを要望する。

② また、公的な無料職業紹介所である神奈川県ナースセンターにおいて、きめ細かい就職相談や求人相談を行っていくとともに、ハローワークとの連携をさらに進めていくためには、より一層の機能強化が必要である。相談スタッフの増員や広報戦略の充実を図るための委託費の増額を要望する。

【具体的な要望事項】

1 有料職業紹介事業者に対する監査体制の強化

- ・ 看護師を対象とする有料職業紹介事業について、紹介手数料の設定、登録時の審査方法、紹介実績、紹介後の定着率などに関する第三者的な監査制度の導入を検討していただきたい。
- ・ 悪質な事業者や過度な転職斡旋を行う業者については、行政による是正指導や公開情報による透明化を進めてほしい。

2 神奈川県ナースセンターの機能強化

- ・ 公的なナースセンターの機能をさらに充実させるとともに、若年層にも届くような SNS や WEB を活用した広報戦略の強化や、ナースセンターによる無料職業紹介の利用促進に向けた相談体制・情報提供を強化する必要がある。
- ・ 求職者が「どの時間に働けるか」、求人施設が「どの時間に働いてほしいか」を、常勤・非常勤といった区分だけでなく、もっと細かく把握することが大切である。その上で、求人施設には柔軟な働き方の説明会を行い、求職者には職場見学や詳しい説明の機会を提供する。このように、丁寧なマッチングをナースセンターで進める必要があるが、現在は人員が足りずに十分な実施ができていない状況である。
- ・ 看護職確保に向けた施策として、潜在看護職の掘り起こしと、就職支援、復職支援の取組みを充実していくことは必要不可欠である。
現状として不足している県ナースセンターに対する委託費について、事業実施に必要十分な予算措置を要望する。

令和8年度【県】への予算要望書

団 体 名	公益社団法人神奈川県看護協会
県庁内（部局等）	健康医療局
件名	VI 保健師の人材確保及び産業保健分野の保健師等看護職の質の向上
○印をつけてください	一部新規 ・ 継続
【要望内容】 1 県保健師修学資金の充実及び保健師の存在アピール 1) 県保健師修学資金の増額及び要件の緩和 <u>保健師の場合 資格取得後すぐに就業せず看護師として就職する学生が多い。修学資金返済猶予についてわかりやすく伝えるとともに、返還免除の要件について貸付年数と同年とするなど実情に応じた要件緩和を要望する。</u> 2) <u>中学生の職場体験から保健師の存在をアピールし、職業観のきっかけとなるよう県からの働きかけを実施する。また、高校生や看護学生のインターンシップは各々の自治体の実施しているが、小規模自治体の就業のきっかけとなるよう県の支援を要望する。</u> 2 さらなる保健師の人材育成及び質の確保に関する課題の明確化 1) 県内で働く保健師の実践に関する課題は業務を行う場によって差がある可能性がある。 <u>保健師の就業者の確保や人材育成に必要な支援内容等を自治体規模や就業の場ごとに明確化するための調査研究の実施を要望する。</u> 2) <u>保健師の人材及び質の確保にかかる検討の場を設け、神奈川県保健医療計画の保健師確保の指標となっている「令和11年度までに県内保健所および市町村保健師数1,751人」に向けた具体的な取り組みを要望する。（例えば、保健師の専門性を認証するなど新たななかがわ発の取り組みを検討し、県内保健師の魅力を積極的に発信する等）</u> 3) 県下全自治体への統括保健師の配置の働きかけ 災害対策や健康危機管理の取り組みを進める上で、統括保健師の役割はとても重要である。「地域保健対策の推進に関する基本的指針」のなかでも、「保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること」と明記されている。<u>現在、神奈川県内の市町村33自治体のうち27の自治体に統括保健師が配置されているが、速やかにすべての自治体に統括保健師が配置されるよう県の支援を要望する。</u> ＊未設置自治体・・・小田原市、厚木市、大磯町、二宮町、箱根町、真鶴町 （令和7年度統括保健師連絡会調査票回答） 3 県内の産業保健分野に関わる保健師等看護職への研修支援 1) 定年延長により働く人の高齢化が進んでおり、産業保健の分野では、保健師など看護職の保健サービスが必要とされている。 <u>県内の産業保健分野に関わる保健師等看護職への研修支援について、国（労働者健康安全機構）に働きかけると共に財政的な支援を要望する。</u>	

令和8年度【県】への予算要望書

団 体 名	公益社団法人神奈川県看護協会
-------	----------------

県庁内（部局等）	健康医療局
件名	Ⅶ 新生児と母親への支援の強化
○印をつけてください	<u>新規</u> ・ 継続

【要望内容】

1 新生児や乳児のRSウイルス感染による重症化を防ぐための妊産婦への予防接種の支援

- ・ RSウイルスは、初回感染時に重症化しやすく、特に生後6ヶ月以内に感染すると細気管支炎や肺炎などを引き起こし、生命の危機に陥ることもあり、また1歳以下の乳幼児においては、中耳炎、無呼吸発作、急性脳症などの合併症が発生する可能性がある。
- ・ 妊娠中に予防接種を受けることで、RSウイルス感染を予防でき、安全で安心な子育て環境を実現できるが、現在の予防接種費用は30,000円から35,000円と高額であり、金額が理由で接種を断念するケースが多い。
- ・ 母親が金銭的理由で接種を諦めることなく、必要な予防接種を受けられるように自治体が費用を支援する制度の整備を要望する。

2 必要な母親が適切な支援を受けられるような、産後ケアの支援体制の強化

- ・ 産後精神が不安定な母親が増加し、一人では育児ができない状況が増えている。産後ケア事業の実施体制は自治体によって異なり、支援を必要とする母親がスムーズに利用できるとは限らない。母親自身が簡単に申し込める仕組みを整えることで、必要な支援をタイムリーに受けられる環境を作るべきである。
- ・ 一部自治体では、今年度から、各施設に夜間スタッフ2名体制とする案が提出されているが、宿泊型の場合、夜間の人員配置に課題がある。24時間2交替制で夜間2名勤務を維持すると、施設として人件費の負担が大きくなり、経営が困難になる。
現行の補助金では夜勤者の手当がまかなえず、安定した運営が難しいため、産後ケア事業に対する補助金の拡充と支援体制の強化を要望する。